

自動車メーカー等による自主監査 (指定3品目)

2007年7月13日

社団法人 日本自動車工業会

○自動車メーカー等は、ASR・エアバッグ・フロン回収・リサイクル業務について、各々、ART・THチーム、自動車再資源化機構を介して関連事業者に法に基づき業務委託しているため、その委託業務について適正に実施されているかを確認すべく、自主監査を行なっている。

	法28条 (再資源化の認定)	法31条 (解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)	法26条 (自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等)
ASR	<ul style="list-style-type: none"> ① 監査対象施設・事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・引取・再資源化施設(含リサイクル施設) ・減容・固化施設 ② 監査実施者 <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取・再資源化2チーム(ART・TH) ③ 監査項目の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取、再資源化の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ① 監査対象施設・事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・全部再資源化施設(銅部品抜き取り) ・全部利用施設(電炉等) ② 監査実施者 <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取・再資源化2チーム(ART・TH) ③ 監査項目の例 <ul style="list-style-type: none"> ・全部再資源化の実施状況 	
エアバッグ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[引取り・処理業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査対象施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・指定引取場所 ・二次運搬 ・再資源化施設 ② 監査実施者 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車再資源化協力機構 ③ 監査項目の例 <ul style="list-style-type: none"> ・エアバッグ引取・再資源化の実施状況 </div> <div style="width: 45%;"> <p>[車上作動処理業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査対象施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・車上作動処理作動処理契約業者 ② 監査実施者 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ③ 監査項目の例 <ul style="list-style-type: none"> ・安全作業・実績管理の実施状況 </div> </div>		
フロン			<ul style="list-style-type: none"> ① 監査対象施設・事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・指定引取場所、二次運搬、破壊施設 ② 監査実施者 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車再資源化機構 ③ 監査項目の例 <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類引取・破壊の実施状況

ASR 引取・再資源化施設(28条認定施設)

1. 監査実施期間

2006年4月1日～2007年3月31日

2. 監査対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、ART・THとも計画通り実施した。

	ART	TH
監査対象施設数	46ヶ所	61ヶ所
引取・再資源化施設	36ヶ所	51ヶ所
内、リサイクル施設	28カ所	29カ所
減容固化施設	10カ所	10カ所
監査実施率	100%	100%

3. 監査内容

①作業プロセスの適正化

ASR引取りから再資源化までの実施状況

②管理体制

生成物・残渣の管理ならびに処理状況

③認定・委託要件

認定時提出書類との一致性

④コンプライアンス

環境法令等の対応状況

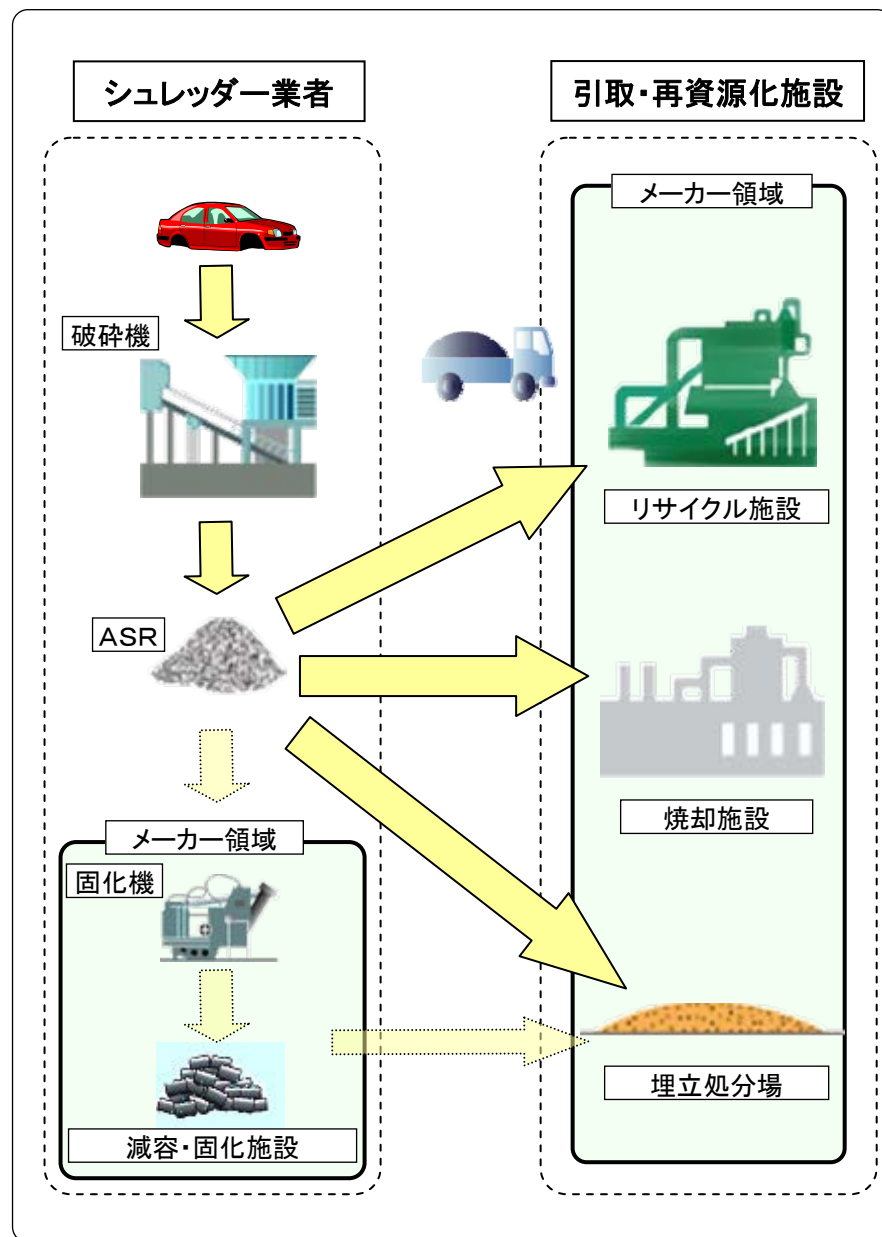
4. 監査結果

全対象施設において、ASRの引取・再資源化行為に係わる著しい問題はなかったが、下記の軽微な指摘等を実施。

①一部施設において、ASR引取時の目視検査等、作業管理面で不徹底があったことから、管理体制の強化を要請。

②一部施設において、28条認定内容に対する変更連絡※の未実施を指摘、変更申請した。

※(許可証の更新、設備の軽微な変更等)



全部再資源化施設(31条認定施設)

1. 監査実施期間

2006年4月1日～2007年3月31日

2. 監査対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、ART・THとも計画通り実施した。

	ART	TH
監査対象施設	179ヶ所	206ヶ所
全部再資源化施設 (銅部品抜取り事業者)	160ヶ所	184ヶ所
全部利用施設(電炉等)	19ヶ所	22ヶ所
監査実施率*	100%	100%

※書面監査を含む

3. 監査内容

- ①作業プロセスの適正化
全部再資源化の実施状況
- ②管理体制
Aプレスの管理状況
- ③認定・委託要件
認定時提出書類との一致性
- ④コンプライアンス
環境法令等の対応状況

4. 監査結果

全対象施設において、全部再資源化行為に係わる著しい問題はなかったが、下記の軽微な指摘等を実施。

- ①一部施設において、銅含有部品の抜取り不徹底等、作業面の問題があり、作業管理体制の強化を要請。
- ②一部施設において、31条認定内容に対する変更連絡*の未実施を指摘、変更申請した。

※(許可証の更新、設備の軽微な変更等)

